

2019年10月17日

各 位

株式会社山梨中央銀行

令和元年台風第19号による被災者の皆さまへ

このたびの台風第19号により被災された皆さまに、心からお見舞いを申しあげます。

当行では、財務省関東財務局長および日本銀行金融機構局長連名による「令和元年台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置について」の要請なども踏まえ、今回の被災者の皆さまに、すべての営業店で以下の対応をいたしますので、窓口までご相談ください。

1. 当行の預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. お届出の印鑑を紛失された場合は、拇指にて対応します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払い戻し（中途解約）および当該預金などを担保とする貸付もいたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てができるように努めます。
5. 災害時における手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、対応いたします。また、電子記録債権の取引停止処分等についても同様に対応いたします。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引き換えについてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失された場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の皆さまの便宜を考慮して対応いたします。
9. 休日営業または平常時間外の営業についても、状況を勘案しながら検討してまいります。

以 上

※当行のすべての営業店、店舗外ATM（キャッシュコーナー）は、通常どおり営業いたしております。